

## 児童福祉審議会答申案についての意見表明

2009年11月15日

長年にわたる自民・公明政治のもと、雇用や社会保障が切り捨てられ、失業率は過去最悪に陥っています。働きたくても正職につけず、アルバイトや派遣などの非正規雇用で生活している労働者が3人に1人、若者の2人に1人に達しています。必死で働いても所得200万円以下というワーキングプアは、すでに1000万人を超えました。中小零細企業の多い八尾市は特に深刻で、勤労者サポートセンター(ハローワーク)で仕事を求める人達が毎日あふれています。このなか、「子どもの貧困」が今、大きな社会問題になっています。特に、ひとり親世帯の「貧困率」は、2006年度54.3%と、OECD先進30カ国中最悪の水準です。安心して子どもを産み、育てられる環境整備、中でも保育所・学童保育などの増設・整備は緊急課題です。

ところが、政府はこの間、「規制緩和」の名で、保育条件の悪化、公立保育所運営費の一般財源化など保育予算を削減し、公立保育所民営化、企業参入促進などを押し進め、公的保育制度そのものを解体の危機に追い込んできました。先日、長妻厚生労働相は、東京・大阪など一部地域に限り、保育室の面積の最低基準を地方に委ねることを表明。さらに厚生省は、避難用の外階段などの設置、耐火、医務室や園庭の設置など、全国一律の最低基準をなくし、地方自治体の判断に任せる方向を検討しています。まさに、規制緩和の名による保育条件改悪の方向と言えます。

こういう国の保育制度改悪の流れの中、八尾市では児童福祉審議会が開催されていますが、答申案の内容は全体として、国の進める「公的保育制度改悪」の方向に沿ったものとなっています。以下、答申案の各項目について、意見を述べさせていただきます。

### 諮問事項 1. 保育所整備のあり方について

#### 1. 現状と課題

P6.14行目「少子化傾向が続くと予測される中、定員規模の大きい保育所を増やしていくことは将来的に保育所の運営危機を招く可能性もあり」とされています。しかし、平成21年度現在、保留児が310人、そのうち待機児が49人。今後さらに就労を希望する母親が増えることが予想される中、「一日も早く保育所を整備・増設し、待機児を解消してほしい」というのが保護者・市民の願いです。「将来的に…可能性もあり」という表現で、保育所増設にブレーキをかけることは、待機児・保留児の保護者や今後、保育所入所を希望する市民の願いに逆行します。保育所増設については、柔軟に対応すべきだと考えます。

## 2. 対応策

### (1) 既存保育施設の活用

P6. 下から7行目「今後も少子化傾向が続くと予測される中において大幅に定員を増やしていくことは、将来、市内の保育所のみならず幼稚園の運営への影響も危惧される」とされています。しかし、保育所定員を増やすことが、なぜ幼稚園の運営に大きな影響を及ぼすのか、理解に苦しみます。現に保育所に入所できなかった家庭では、一時保育や無認可保育所を利用したり、祖父母に預けるなどして働き続けておられます。幼稚園児童の減少傾向は、むしろ働く母親が増えてきたという社会的要因が大きいのではないでしょうか。幼稚園充実の課題として、早急に公立幼稚園での3歳児保育を検討すべきです。

P7.21 行目「3歳児以降の一貫した保育や保育の質の確保、安定的な運営面を考慮し、今後も引き続き分園の設置を進めるべき」としていますが、5年間で分園設置は1か所のみ。現在、予定している法人もない中、なぜ分園に固執するのか理解できません。長年、実績や経験を積んできた簡易保育施設の認可化も視野に入れ、幅広く認可保育所増設を進めるべきと考えます。また、平成21年4月現在の保留児は、0,1,2歳児が239人、3,4,5歳児が71人で、低年齢児だけ定員を増やしても、3歳以上の受け入れが難しくなり、全体枠を増やすべきです。

### (2) 認可保育所の創設

P8. 3行目「少子化傾向が今後継続していくと予測される中、新たな保育所の設置については、設置地域における児童数、既存施設の現状や今後の推移を十分分析した上で、保育ニーズが高い地域等に限定する等、慎重に対応していくべきである」としていますが、保育所は広域的な施設であり、たまたま広い土地が確保できる場合もあり、地域を限定することには異議があります。

### (3) 幼保一元化施設の検討

P8.15 行目「保護者のニーズが多様化していることから、すべての就学前児童に質の高い保育と教育双方を保障し、子育て支援が図れるよう、国が導入を進める認定こども園制度の活用も視野に入れ、従来の保育所・幼稚園という枠組みを超え、利用者と子どもの利益を最大限図れるような幼保一元化に取り組む必要がある」としています。しかし、認定こども園制度が、利用者と子どもの利益を保障する制度と言いきれるでしょうか。この制度は、第一に、利用者と施設との直接契約制度であり、保育要件の高い児童が入所できない危険性があります。第二に、保護者が利用料を直接施設に支払うため、滞納すれば即、退所を迫られ、困窮家庭の児童が締め出されることが予想されます。第三に、保

育所と幼稚園の低い方の基準に合わせるため、保育の質の低下が懸念されます。第四に、保育所の児童、つまり長時間利用児に大きな負担がかかることが、各地の実践の中で報告されています。これらの問題点を考慮すれば、軽々に認定こども園を推進すべきでないと考えます。

#### (4)多様な主体による保育所の設置・運営

P9.「運営の安定性、保育の質の確保等の観点から、引き続き社会福祉法人による保育所運営が望ましいものと考えられる」としながら、「今後、多様な主体の参入も想定される中、…大阪府との連携…手法等について検討」「国において、多様な主体の参入に伴い、突然の撤退等により子どもたちの保育の確保が困難とならないよう、…検討されており、今後これらの動きにも注視する必要がある」としています。「問題がある」としながら、これでは株式会社での進出に道を開いているとしか言えません。たとえば「八尾市では、これまでの経過や実績を踏まえ、社会福祉法人による保育所運営が望ましいと考えます。そのために今後、大阪府との連携を図ります。」という内容の表現にとどめるべきだと考えます。

#### 諮問事項 2.「就学前から就学への切れ目のない支援について」

##### 1. 現状と課題

(1) 子どもをとりまく環境の変化

(2) 就学前から小学校への切れ目のない支援

2. 今後の取り組みの方向性及び視点

3. 対応策

(1) 就学前における質の高い保育と教育の充実に向けた取り組み

P12.「認定こども園制度について…検討にあたっては、この制度が保育所・幼稚園双方の機能を有するだけでなく、育児不安の大きい保護者やその家庭への支援を含む地域子育て支援の充実を目的としている点が特徴である」としています。しかし、地域子育て支援は、本来すべての保育所や幼稚園が担うべき事業であり、現在、公立保育所3園、私立保育所2園でセンター事業を行っています。この制度をすべての園に広げる努力こそ必要だと思います。

(2) 小学校への円滑な移行に向けた取り組み

(3) 小学校への円滑な移行に向けた取り組み～保育の観点から～

P13.放課後児童室について「さらなる時間延長や要配慮児童の対応等について検討を行う必要がある。また、事業の拡大に伴い、公平な負担、税の投入バランスという面から保育料改定も検討すべきであるが、就学前の保育と並んだサービスであることを考慮し、保護者の過度な負担とならないよう慎重な対応が

必要である」としています。これは「利用契約制度」の考え方であり、高い保育料が支払えなければ利用できず、必要な児童が学童保育から締め出されてしまえます。子どもの貧困が大きな社会問題となつている今、保育料は無償に戻すべきであり、これ以上の保育料引き上げは認められません。

P13.下から 4 行目「国においても放課後児童室、放課後こども教室の連携について、放課後子どもプランとして一体的に推進していくものとされている。また、核となる 1 つの制度を拡充するのではなく、すべての子どもを対象として、子どもの居場所を色々なところでつくり、連携を図っていくことも必要である」としています。国が推進する「放課後こども教室との一体化」は、放課後児童室、つまり学童保育を廃止する方向です。そもそも、目的や役割、内容も異なる 2 つの事業を同じ部屋の中で「一体化」して実施することは、学童保育の廃止につながり、歴史の逆戻りとも言えます。多様化する地域や家庭生活の中で、それぞれに見合ったきめ細かな施策・制度・対策を充実させるべきであり、「一体化」して放課後児童室を廃止する方向は、認められません。

諮問事項 3. 「家庭、地域における子育てについて」

#### 1. 現状と課題

P14 「3 歳未満の乳幼児がいる家庭の約 7~8 割が、在宅で子育てに専念している現状にある中、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、身近で気軽に相談できる相手を探すことが難しく、子育てに対する負担感・孤立感が高まっている」とし、「子育て支援センターみらいにおいて各種相談事業や、保育所園・幼稚園における園庭開放、地域交流事業、ファミリーサポートセンター事業等があげられる。」また「地域においても、様々な子育てサークルや団体、ボランティア等による子育て支援活動が行われており、保育所、幼稚園も含め、多様な主体による子育て支援策や活動が展開されているところである」としています。言うまでもなく、保育所や幼稚園は地域の子育て支援の拠点施設です。今、公立 3 園で実施している地域子育て支援センター事業を「センター型」に位置づけ、さらに多くの保育所に事業を広げていくことを明記すべきだと考えます。

#### 2. 課題に対する取り組みの視点

#### 3. 課題解決に向けた検討

#### (1) 家庭教育の再認識と地域における子育て支援の意識の醸成

以上